

令和8年度 出身校等における学校インターンシップ実施要項

宮城県教育委員会

1 目的

宮城県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校での教員を志す学生が、出身校等において教職員の職務を体験することで、学校や教職員の職務内容の理解と職業観の育成を行い、大学等での学習意欲の向上につなげるとともに、採用時に求められる資質能力の養成に大学等と連携して取り組むことを目的とする。

2 対象

学校インターンシップの対象者（以下「対象者」という。）は、国内の大学、短期大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学（科目等履修生を含む。）し、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を取得しようとする者で、宮城県教育委員会の教員を志す者とする。

3 期間等

- (1) 期間は、原則として連続する5日以内とする。なお、土曜日、日曜日、休日等を挟む場合は、これらを挟んで活動日の合計を5日以内とする。
- (2) 学校インターンシップは、原則として対象者の出身校で実施するものとする。ただし、他県出身者や希望する教科等が出身校にない場合、また、調整により他の学校へ割り振る場合、その他特別の事情がある場合は、その限りではない。
- (3) 実施期間は、令和8年8月下旬から令和9年2月末日までの期間で、学校インターンシップを実施する学校（以下「実施校」という。）の受入可能な期間及び期日とする。

4 希望申込

- (1) 大学等は、令和8年5月18日（月）までに宮城県教育委員会に別紙の実施希望一覧表を提出する。
- (2) 提出先は、宮城県教育庁教職員課育成・免許班担当とする。

5 実施計画とその調整

宮城県教育委員会（担当：教職員課育成・免許班）は、大学等から希望のあった実施校、期間及び人数により実施校等と調整し、結果を令和8年7月上旬までに申請のあった大学等に通知する。

6 調整の方法

- (1) 大学等から申請のあった実施期間及び対象者の人数が、実施校において受入可能であるときは、希望どおり割り振る。
- (2) 希望する実施校において実施期間及び対象者の人数が調整の範囲を超過したときは、受入可能な他の期間や他の学校へ割り振ることがある。

7 体験内容

学校インターンシップの参加者（以下「参加者」という。）が学校インターンシップで行う体験内容は、教員の指導補助及び業務補助とする。指導補助については、担当教員とともに行い、業務補助については、軽易な業務の範囲を原則とする。また、観察等を含めることとする。

8 事前説明会

参加者は、7月下旬に宮城県教育委員会がオンラインにより実施予定の事前説明会を受講する。

9 大学等の対応

- (1) 実施要項を踏まえ、学生に参加希望を集約し、提出期限までに、宮城県教育委員会に「希望一覧表」【様式1】を提出する。実施校の調整による決定通知後に「参加者名簿」【様式2】を提出する。
- (2) 決定通知後、辞退等が出た場合には宮城県教育委員会へ速やかに「変更届」【様式3】を提出する。
- (3) 参加者に十分な事前指導を行う。
- (4) 参加者の保険等について、大学は、インターンシップに対応した賠償責任保険及び傷害保険等に加入することを促すこととする。
- (5) 参加者がやむを得ず欠席する場合には、参加者から連絡を受け、大学等担当者が速やかに実施校に連絡する。

10 参加者の責務

- (1) 事前学習を十分に行う。
- (2) 実施校の指示に従うとともに、事故のないよう十分に注意を払う。
- (3) 学校インターンシップにより知り得た情報を実施校の許可なく他に知らせてはならない。活動が終了した後においても同様とする。
- (4) インターンシップに対応した賠償責任保険や傷害保険等に加入していない場合は加入することとする。
- (5) 原則として、実施校への移動手段として自家用車は使用しない。
- (6) 実施校の行事等に参加する場合、必要な経費を負担することがある。
- (7) 昼食は各自準備する。ただし、給食のある学校にあっては、参加者が実施校に相談することとし、給食の費用は参加者が負担する。
- (8) その他、実施校で必要とされることは、事前に実施校と調整・準備する。
- (9) やむを得ず欠席する場合には、速やかに大学等担当者に連絡する。

11 教育事務所、市町村教育委員会及び学校長の役割

別紙「実施フロー」に基づき、別に通知する日までに小・中・義務教育学校にあっては市町村教育委員会を経由し教育事務所が、県立学校にあっては学校長が、実施可能日を宮城県教育委員会に報告する。

12 「こども性暴力防止法」への対応について

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行されるが、令和8年1月に策定された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」では、「実習生の取扱い」として、「実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない」とされている。

出身校等における学校インターンシップの実施校における対応方針については、宮城県教育委員会から別途通知する（教育実習や介護等体験における対応についても含む。）が、指導教員等の監督の下で児童生徒と接することとし、児童生徒と一対一にさせないよう留意すること。